

# ニットけんぽ

令和6年  
秋号

東京都ニット健康保険組合

東京都墨田区亀沢1-7-3 TEL 03(3626)1400 FAX 03(3626)8230

<http://www.knitkenpo.jp>  
ニットけんぽ 検索

## 令和5年度決算のお知らせ

**一般勘定**  
収入総額：31億1345万3千円  
支出総額：29億1227万4千円  
収支差引額：2億117万9千円

### 一般勘定〈収入〉

科目	決算額(千円)
保険料	2,795,490
国庫負担金収入・他	1,446
調整保険料	36,172
繰入金	99,136
国庫補助金収入	75,241
財政調整事業交付金	43,533
雑収入	62,435
合計	3,113,453
経常収入合計	2,832,286

### 介護勘定〈収入〉

科目	決算額(千円)
介護保険収入	305,127
雑収入	56
収入合計	305,183

## 一般勘定

令和5年度の収入については、保険料収入が被保険者数の増加、標準報酬月額増加により、前年度比で約1.5億円の増額となりました。また、準備金からの繰入を約1億円計上したことにより、前年度比約2000万円の収入増となる31億1345万円を計上しました。

支出面では、保険給付費が前年度比で約1.2億円の増加となった一方、高齢者医療制度への納付金等は前年比で約1.5億円減少しました。ただし、これは単年度単位のことです。

## 介護勘定

介護勘定については、収入が3億513万円となり対前年度比で1942万円の増加となりました。これは、一般勘定と同様に被保険者数の増加、標準報酬月額の増加が原因であると思われます。

支出については、介護納付金が前年度対比で700万円ほど

**介護勘定**  
収入総額：3億518万3千円  
支出総額：2億8813万2千円  
収支差引額：1705万1千円

### 一般勘定〈支出〉

科目	決算額(千円)
事務費	67,292
保険給付費	1,715,800
納付金	961,290
保健事業費	123,723
財政調整事業拠出金	36,232
雑支出・その他	7,937
合計	2,912,274
経常支出合計	2,876,042

### 介護勘定〈支出〉

科目	決算額(千円)
介護納付金	288,123
介護保険料還付金	9
支出合計	288,132

高齢者医療制度への納付金等は、今後も増加傾向にあると想定されています。支出総額は前年度とほぼ同等の29億1227万円を計上しました。

この結果、令和5年度決算は収支差引すると2億118千万円が決算残額となりましたが、実質的な収支差引額である経常収支差引額でみると4376万円の赤字となりました。

増加しましたが、収入の増加がそれを上回ったことにより、引き続き黒字を計上しました。

結果として、令和5年度は決算残金1705万円を計上することとなりました。

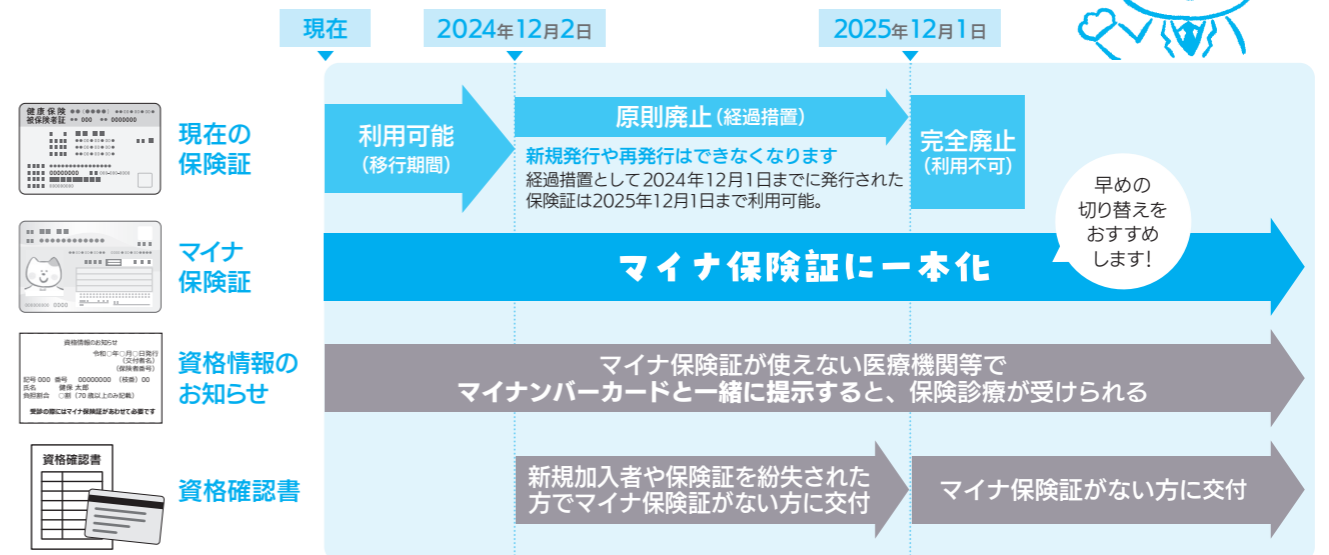


現在の保険証は2024年12月に原則廃止に

# マイナ保険証に切り替えを!

※マイナ保険証…保険証利用登録をしたマイナンバーカードのこと。

## ■ 保険証廃止のスケジュール



## Q 保険証が廃止された後はどうなるの?

A 2024年12月2日以降は保険証の新規発行や再発行はできなくなります。保険証を紛失したり、苗字の変更による再発行、ご家族を被扶養者として届け出たときにも保険証は発行されません。ただし、お手元の保険証は1年間の猶予期間があり、2025年12月1日まで使用可能です。

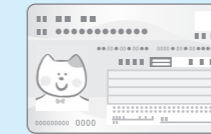


## Q 今後は病院には何でかかればいいのか?

A 次の4つの方法で保険診療を受けることができます。

### 1 マイナ保険証

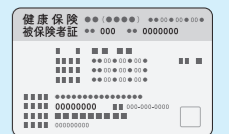
過去の診療情報に基づいた確かな医療を受けられます。



イチオン!

### 2 お手元の保険証

2025年12月1日までは使用可能です。



### 3 マイナ保険証+「資格情報のお知らせ」※

マイナ保険証が利用できない医療機関等でセットで提示することで保険診療が受けられます。



### 4 資格確認書

2024年12月2日以降、新規に加入された方、保険証の紛失や氏名変更があった方で、マイナ保険証をお持ちでない方に交付します。



※「資格情報のお知らせ」は、マイナポータル上の資格情報画面の提示でもOKです

※裏面も大切なお知らせがありますのでご覧ください。

## 健診結果は自分の大切な“健康ヒストリー”、捨てずに保管・保存しましょう

健診結果から自分の健康状態を読み取るうえで、過去の健診結果はおおいに役に立ちます。

たとえ今回は「異常なし」であっても、「異常ありに近い基準値内」ということもあります。過去の健診結果の検査数値と比較することで、基準値内であっても前年より悪化しているなど、自覚症状がなくても数値で自分の健康状態を把握することができます。毎年比較ができるように、紙の健診結果は捨てずに保管、データの場合も保存しておくようにしましょう。



※マイナンバーカードの健康保険証利用登録をした方は、令和2年度以降の特定健診結果をマイナポータルで閲覧できます。

### 健診結果の見かた

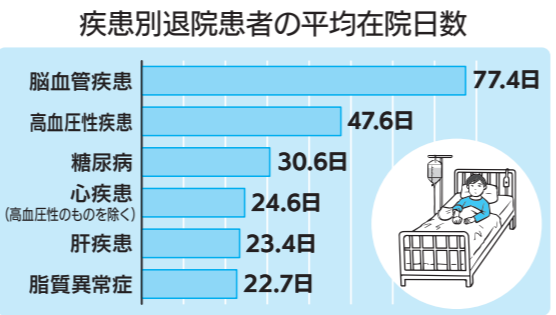
生活習慣病の多くは、初期症状がほとんどありません。健診結果に「要精密検査」「要治療」があった場合には、すみやかに医療機関を受診しましょう。

<b>異常なし</b>	現在の生活習慣を続け、健康を保ちましょう。前回の結果と比べることも大切です。悪化していたら、早めの対策をとることもできます。
<b>軽度異常</b>	日常生活には差し支えありませんが、これを機に生活習慣を見直して、次回の健診までに改善しましょう。不安があればかかりつけ医に相談してみましょう。
<b>要再検査 (要経過観察)</b>	一定の期間後に再検査が必要です。再検査時期を確認し、検査までに自身の生活習慣を見直しましょう。
<b>要精密検査・要治療</b>	早急に医療機関を受診し、精密検査または治療を受けてください。
<b>治療中</b>	現在の治療、または定期検査を継続しましょう。

※健診機関によって区分や記載が異なる場合があります。

### 病気の早期発見・早期治療で負担を小さく

健診をおろそかにしたり、異常に気づかないまま放置していたりすると、やがては命に関わる大きな病気を引き起こす可能性があります。そうなれば、治療には多くの時間と費用がかかり、これまでどおりの生活もできなくなってしまいます。健診結果を活用し、早めに生活習慣を見直すことで、健康と生活を守りましょう。



厚生労働省「令和2年患者調査」より作成。令和2年9月1日～30日の退院患者対象。

## 健診を受けただけで安心していませんか？

健診を受けた後、健診結果を確認していますか？  
健診結果には、みなさんの体についての大切な情報が記載されています。忙しい中、せっかく時間をさいて受けた健診です。健診結果の意味を理解して今後の生活にいかしましょう。

